

## 高視認性衣服

### EM 385-1-1、2003 年 11 月版の次の 4 セクションを置き換える

現在の 05. A. 11 は全体が次のパラグラフにより置き換えられる。

#### 05. A. 11 高視認性の衣服

a、作業員（例えば、合図者、監視員、測量者、検査官、但しこれらに限られるわけではない）は次の（1）～（4）に該当する場合は、最低限 ANSI/ISEA 107-2004 パフォーマンス、クラス 2 の要求事項に適合する高視認性衣服を着用しなければならない。

- （1） 作業員が車両や機械移動の為、25 mph (40 Km/h) を超える速度の交通にさらされる場合。
- （2） 重機作業、車両作業、荷作業をする、又はそれらにさらされる作業員の視界が限られている時、及び天候条件、照明条件、複雑視界の為作業員の視界が十分でない時。
- （3） 作業員が車両交通の近辺に於ける作業に従事している時。
- （4） 作業員が接近してくる車両の方向転換をさせる作業に従事している時。

b、業務行動の危険レベルが上記 05. A. 11 a (1)~(4) 以上である場合、クラス 3、又はそれ以上の高視認性の衣服を着用しなければならない（その決定は SSHO による危険性判断に基づく）。

c、衣服のバックグラウンド材の色は、蛍光性イエローグリーン、又はオレンジレッドで ANSI/ISEA 107-2004 の仕様に適合するものとする。

現在の 08. B. 08 は下記によって置き換えられる。

08. B. 08 旗信号者、合図者は 05. A. 11 に従い高視認性の衣服を着用しなければならない。

現在の補遺 B. 9. d は、下記によって置き換えられる。

B. 9. d ローダー、トラック、その他の装置の周辺における作業員数は、当該作業の実施に必要な最低限にとどめなければならない。立ち入り制限区域、接近手段が限られた区域では、特別の予防措置を講じて、現場作業員の安全を確保する。作業の順序は、作業員が作業場にいる時、装置の移動をできるだけ少なくするように設定する。作業員と装置を近接させて同時に移動させることは避ける。運転中の機械類や車両通行がある区域にいる全ての作業員は 05. A. 11 に従い高視認性の衣服を着用しなければならない。これらの作業員は、旗信号者、合図者、監視員、検査官等を含む、但し、それに限るものではない。

現在の補遺 B. 10. b (4) は、下記によって置き換えられる。

B. 10. b (4). 全ての旗信号者は、05. A. 11 に従い高視認性の衣服、鋼製つま先の靴、そして保安帽を着用しなければならない。